

福山市医療機関開業支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における医療提供体制を確保するため、市内で新規に病院及び診療所（以下「診療所等」という。）を開業、又は承継する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 病院 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（医業を行う場所に限る。）をいう。
- (2) 診療所 医療法第1条の5第2項に規定する診療所（医業を行う場所に限る。）をいう。
- (3) 医師 医師法（昭和23年法律第201号）第2条に定める免許を受けた医師をいう。
- (4) 診療科名 医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項に規定する診療科名をいう。
- (5) 改修 躯体工事を除く建物の改修をいう。
- (6) 医療機器等 診療のために必要な機械、器具等をいう。
- (7) 開設 医療法第7条及び第8条の規定により開設届を提出し、その後健康保険法（大正11年法律第70号）第65条の規定により保険医療機関の指定を受け、保険診療を開始することをいう。
- (8) 承継 診療所等を開設した者が引退等を事由として保険診療を子弟などの親族又は第三者に引き継ぎ、当該親族又は当該第三者が保険診療を開始することをいう。ただし、同一法人内における管理者の変更は除く。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号の全てに該当する医師とする。

- (1) 市内において、分娩を取り扱う産科若しくは小児科を標榜する診療所等を新規開設又は承継する医師であること。
- (2) 市内において、前号の診療科を継続して10年以上診療する見込みがあること。

(補助金交付要件)

第4条

- (1) 小児科においては、新規開設又は承継する診療所等の所在地を管轄する医師会に加入し、在宅当番医制診療事業を含む地域医療に貢献する意思のある者。
- (2) 小児科においては、福山夜間小児診療所へ出務登録を行い、定期的に出務を行う意思のある者。
- (3) 分娩を取り扱う産科又は小児科においては、市が行う医療、保健及び福祉に関する事業に協力する意思のある者。
- (4) 前条の規定にかかわらず、この要綱による補助金の交付を受けた医師が、当該補助金の交付決定日から10年を経過せず承継を行う場合、当該承継を受ける者を交付対象者から除くものとする。

(補助対象経費及び補助額)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。なお、補助対象経費は、国又は県から受けた補助金等のうち、重複する部分を控除した額とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする医師（以下「申請者」という。）は、新規開設又は承継する概ね6月前までに市と協議のうえ、福山市医療機関開業支援事業費補助金交付申請書及び誓約書に、次に掲げる書類を添えて、新規開設又は承継する日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金所要額調書（別紙1）、事業計画書（別紙2）、補助金交付申請理由書（別紙3）
- (2) 当該診療所等において、診療する医師の履歴書及び医師免許証の写し
- (3) 診療の用に供する建物を改修する場合にあつては、工事等請負契約書の写し
- (4) 診療の用に供する機器等を購入する場合にあつては、契約書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があつたときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付の適否を決定したときは、福山市医療機関開業支援事業費補助金交付決定通知書又は福山市医療機関開業支援事業費補助金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(事業報告)

第8条 事業報告書は、新規開設又は承継した後1月以内に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 新規開設の場合においては、福山市保健所に対する開設届の写し及び中国四国厚生局に対する保険医療機関指定申請書の写し。
- (2) 承継の場合においては、福山市保健所に対する開設届の写し又は開設許可(届出)事項の変更に係る書類の写し及び中国四国厚生局に対する保険医療機関指定申請書の写し又は保険医療機関届出事項変更(異動)届の写し。
- (3) 建物を改修した場合は、領収書又は支払いを証する書類の写し、工事内訳書及び改修前から工事竣工までの写真。
- (4) 機器等を購入した場合は、納品等に当たり検収したことを証する書面の写し、領収書又は支払いを証する書類の写し及び納品完了の写真。
- (5) その他市長が必要と認める書類。

(補助金の支払)

第9条 市長は、事業報告書が提出された場合において、その内容を審査し、必要に応じて実地を調査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助金を交付するものとする。

2 申請者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し等)

第10条 市長は、第7条の規定により通知を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた後、正当な理由がなく、新規開設及び承継予定日から6月以上診療所等の業務を開始しないとき。
- (2) 正当な理由がなく、新規開設又は承継した日から10年以内に、診療所等を1年以上休止し、又は廃止したとき。
- (3) 新規開設又は承継した日から10年以内に、医師免許の取消し等により診療所等の業務を継続することができなくなったとき。
- (4) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (5) 補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (6) この要綱、規則その他関係規程に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行った場合において、当該取消しに係る

部分に関し、既に補助金が交付されているときは、申請者であった者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(帳票)

第11条 第6条に定める福山市医療機関開業支援事業費補助金交付申請書その他この要綱に定める帳票は、市長が別に定める様式による。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2026年(令和8年)4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

補助対象経費	補助率	補助限度額
・ 躯体工事を除く建物の改修に要する経費 ・ 医療機器等の購入に要する経費 ※国又は県から受けた補助金等のうち、重複する部分は控除する。	補助対象経費の1/2以内	3,000万円